

平成20年10月31日  
経済産業省  
資源エネルギー庁

## 平成21年1～3月期の電気・ガス料金における原燃料費調整額の 激変緩和措置に関する認可について

現下の経済状況や国民生活への影響等を十分踏まえた対応を要請していた平成21年1～3月期の電気・ガス料金における原燃料費調整額について、電力・大手ガス会社から激変緩和措置に関する特例認可申請を受け、認可を行いました。

1. 平成21年1～3月期の小売規制部門の電気・ガス料金における原燃料費調整額の激変緩和措置について、電力10社・ガス大手3社から申請を受け、本日認可を行いました。
2. 当該措置の具体的内容は、小売規制部門における平成21年1月分から3月分の電気・ガス料金に適用する原燃料費調整額について、現行水準からの上昇分を一定程度（電気50%、ガス25%）減額するとともに、平成21年4月分以降、一定期間において、平成21年1～3月期の低減幅に相当する分を、当該期間の電気・ガス料金に上乗せすることで、小売規制部門の需要家の料金負担の平準化を図るものです。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

電力市場整備課

担当者：山口課長補佐、大竹課長補佐

電話：03-3501-1511（内線 4741～6）

03-3501-1748（直通）

ガス市場整備課

担当者：宮崎課長補佐

電話：03-3501-1511（内線 4751～6）

03-3501-2963（直通）